



- I. 会社法改正に伴う会社法施行規則等の改正
～内部統制システムに関する内容を中心に～
- II. 開示の充実・株主対話のルール整備が急務に
～コーポレートガバナンス・コード

2015年
3月号

会社法改正に伴う会社法施行規則等の改正 ～内部統制システムに関する内容を中心に～ 執筆者: 高木 弘明

1 はじめに

2015年2月6日、2014年会社法改正の施行に伴う会社法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第6号)が公布されました。同省令は、2014年改正会社法の施行と同じく、本年5月1日から施行されます。

同省令による改正後の会社法施行規則(以下「改正会社法施行規則」といいます。)は、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の株主総会参考書類及び事業報告への記載や、事業報告記載事項の拡充、ウェブ開示事項の拡大等、実務的に重要な改正点を多く含んでいます。本稿では、会社法改正の施行に伴い早期の対応が必要となる内部統制システムに関する改正会社法施行規則の内容について説明します。

2 改正の経緯

内部統制システムについては、会社法の見直しに関する要綱において、「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図るとともに、その運用状況の概要を事業報告の内容に追加するものとする」とされていました。会社法の見直しに関する議論では、コーポレートガバナンス強化のための方策として社外取締役による監督機能の充実が大きなテーマとなりましたが、それと同時に、監査役による監査の実効性をどのようにして確保するかについても検討対象となったことが、内部統制に関する会社法施行規則改正の背景にあります。

内部統制システムについては、次の3点改正がされています。①監査体制等に関する規定の充実・具体化、②企業集団内部統制、③内部統制システムの運用状況の開示です。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

3 改正会社法施行規則の内容

(1) 監査体制等に関する規定の充実・具体化

改正会社法施行規則では、①監査役、監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(改正会社法施行規則 100 条 3 項 3 号等。以下、条文の引用は会社法施行規則 100 条のみを挙げます。)、②子会社の取締役等の監査役への報告の体制に関する事項(同項 4 号口)、③監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(同項 5 号)、④監査役、監査役執行について生ずる費用債務の処理に係る方針に関する事項(同項 6 号)が追加されました。

これらの改正は、必ずしも追加された事項それぞれに逐一对応した個別の内部統制体制の構築を求めるものではありません。各企業の状況に応じて、例えば、改正会社法施行規則 100 条 3 項 1 号から 3 号までについて包括的に充足する体制を構築することも許容されますし、基本方針の内容も、これらを形式的に区分せず一体のものとして決定することも許容されます。実際、監査役、監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項は、補助使用人に関する事項(同項 1 号)や補助使用人の独立性に関する事項(同項 2 号)と実質的に共通する部分が多いと想定され、無理に形式的に区分しようとする実質的に意味のある決議をすることがかえって難しくなる場合もあり得ます。決議内容を検討する際には柔軟に対応することが重要となるでしょう。

(2) 企業集団内部統制

2014 年改正会社法では、企業集団に関する内部統制システムの整備に係る基本方針について、改正前は会社法施行規則に定められていた事項が法律事項に格上げされました(同法 362 条 4 項 6 号)。これに伴い、改正会社法施行規則では、企業集団内部統制について規定が追加されました(改正会社法施行規則 100 条 1 項 5 号等)。

改正会社法施行規則 100 条 1 項 5 号に掲げる体制は、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における体制(同項柱書参照)であり、当該株式会社の子会社の体制ではありません。同号に関する決定としては、企業集団全体の内部統制についての当該株式会社における方針を定めること(当該方針は、企業集団を構成する子会社の業種、規模、重要性等を踏まえたものであることが想定されます)等が考えられます。

なお、同号の規定に係る改正は、法 362 条 4 項 6 号の改正を受けたものですが、「親会社」との関係での企業集団における業務の適正を確保するための体制について現行の同規則 100 条 1 項 5 号の規律を変更するものではありません。

(3) 内部統制システムの運用状況の開示

改正会社法施行規則 118 条 2 号では、内部統制システムの整備についての決議内容の概要に加えて内部統制システムの運用状況を開示することが求められます。同号の「当該体制の運用状況の概要」は客観的な運用状況を意味しており、運用状況の評価の記載が求められているわけではありません(運用状況の評価を記載することは禁じられてはいるわけではありませんが、後に不祥事が発覚するなどした場合、当該評価が誤っていたとして、事業報告の虚偽記載の論点も同時に引き起こすおそれがあり、法的リスクを避ける観点からは望ましくありません)。

運用状況の開示に関する具体的記載内容について、内部統制システムの整備についての決議の内容を示した上で、単に「当該『業務の適正を確保するための体制』に則った運用を実施している」とだけ記載することでは足りないと考えられているようです(法務省の会社法施行規則等改正のパブコメに対する「当省の考え方」(11)①参照)。内部統制に係る委員会の開催状況を記載することが考えられます。

4 求められる対応

上記 3(1)及び(2)の改正に関する対応としては、内部統制システムの整備に関する基本方針の決議を改定することが必要となります。これらに関する会社法施行規則 100 条等の改正は、現行の同条の規定を充実・具体化するものであり、現行の同条の規定に基づく内部統制システムの整備についての決定を適切に行っている会社であれば、改正後も、会社法 362 条 5 項に違反す

るものではないと考えられます(法務省の会社法施行規則等改正のパブコメに対する「当省の考え方」2(9)⑭参照)。しかし、実務的には、改正会社法施行規則 100 条等との対応関係を明確にしておくため、その規定内容に即した内容となるよう基本方針の改定を行うことが無難でしょう。

そして、これらの改正について経過措置は設けられていないことから、施行日後速やかに改定の決議をすることが必要となります。

基本方針を踏まえた内部統制システムの実際の整備・構築は、代表取締役を始めとする業務執行取締役の職責です。具体的などのような内部統制システムを整備・構築すべきかについては、各会社の規模、事業リスク、組織体制等により異なり得ることから、各社ごとの事情に応じて経営判断により決定していくこととなります。

5 むすびに代えて

内部統制システムの構築は、基本方針を決定すれば足りるものではなく、その基本方針に沿って、各会社の規模や事業に応じ改善を続けていくことが重要です。最近では、コーポレートガバナンスにおいて、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に向けた「攻めのガバナンス」が強調されていますが、内部統制システムは各会社が持続的成長を図る前提となるものといえます。

各社がコーポレートガバナンスに関する体制を検討するに当たり、内部統制システムの整備についてもその重要性を再認識し、よりよい体制を整備するよう継続的に努めることが望まれます。



たかぎ ひろあき
高木 弘明

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

h_takagi@jurists.co.jp

国内外の M&A のほか、会社法・金商法をはじめとする多様な企業法務を幅広く手掛けている。2009 年から 2013 年まで法務省民事局に出向し、2014 年会社法改正の立案に携わる。

開示の充実・株主対話のルール整備が急務に～コーポレートガバナンス・コード 執筆者：柴田 寛子

1. コーポレートガバナンス・コード

本年 3 月 5 日、金融庁及び東京証券取引所(「東証」)による「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」(「有識者会議」)は、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方」(「コード原案」)を公表しました。

コード原案については、独立社外取締役の 2 名以上選任の要請が最も注目されていますが、これ以外にも実務上の重要点を多数含むものです。そこで、本稿では、コーポレートガバナンス・コード(「CG コード」)への実務対応において特に重要と考えられる点について解説します。

2. 適用時期及び適用対象企業

(1) 適用時期

CG コードは、最終的には、東証の上場規則に組み込まれる形で確定・実施されることとなり、今後、以下のスケジュールが予定されています。

2015年2月24日	東証による制度要綱公表、パブリックコメント開始(3月26日まで)
同年3月5日	有識者会議にてコード原案確定
同年5月上旬	CGコードに関する改正東証規則公表
同年5月1日	改正会社法施行
同年6月1日	CGコードに関する東証規則施行(適用開始)
同年12月末	6月総会会社のCGコード対応のCG報告書提出期限

CG原則は、「comply or explain」、つまり各社の個別事情に照らし実施が適当でないと考える原則については、「実施しない理由」を説明(explain)することにより、実施しないとする対応も許容しています。CGコードに関する「explain」については、東証規則に基づくコーポレート・ガバナンス報告書(「CG報告書」)での記載・公表が求められることから、実務上の最大の関心事は、CGコードに対応したCG報告書の提出期限ですが、「初年度については、各社準備ができ次第速やかに提出」し、6月総会会社は「遅くとも年内に全社提出」とされています(2015年3月5日東証「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」)。つまり、6月総会会社についてはCGコードに対応したCG報告書の提出まで定時株主総会后に約6か月の猶予があることとなります。

(2) 適用対象企業

CGコードは、全市場の上場会社を対象とするものです。もっとも、東証規則では、マザーズ及びJASDAQ上場の上場会社については、CGコードの(より詳細な内容を定めた原則・補充原則は含まない)「基本原則」のみをexplainの対象とする旨の緩和措置を設ける予定です。また、外国会社についても、本国におけるガバナンスに関する規制を受けていること等を前提に、explainの適用対象外とすることが検討されています。

3. 各原則毎の重要ポイント

CGコード原則は、5つの基本原則から成り、各基本原則について、より具体的な行動規範を明らかにするため、原則及び補充原則が規定されています。

(1) 基本原則1－株主の権利・平等性の確保

本基本原則は、株主権(特に議決権)の権利行使の実質的確保、及び株主間の平等性の確保を求めるものです。

前者に関しては、株主総会開催日や招集通知に関する配慮の他、従来はむしろ対応する企業が少数であった、①政策保有株式に係る議決権行使の基準の策定・開示(原則1-4)、また、②信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が自ら議決権行使を行うことを可能とするための対応(委任状発行等)の検討(補充原則1-2⑤)等の要請が注目されます。

後者に関する重要ポイントとしては、役員・主要株主等との取引について、取締役会に対し、予め取引の適正確保のための手続を定め、その枠組みを開示することが求められている点を挙げることができます(原則1-7)。関連当事者間取引に関しては、改正会社法施行規則(「改正施行規則」)により、事業報告・附属明細書において、親会社との取引について、取締役会等による利益相反性に関する判断内容等を開示する義務が新設されたところです。具体的には、当該取引に関し、①当該会社の利益を害さないよう留意した事項(当該事項がない場合にはその旨)、②当該会社の利益を害さないか否かについての取締役(会)の判断及びその理由、及び③社外取締役を置く会社においては「取締役(会)の意見が社外取締役の意見と異なる場合」における社外取締役の意見の開示が求められることとなりました(改正施行規則118条5号、128条3項。なお、経過措置により、本改正施行規則の適用は、施行日(本年5月1日)以降に終了する事業年度から)。もっとも、当該改正規則は、取締役会に対し、関連当事者間取引の承認等に関する事前のルール制定・公表を明示的に求めるものではないため、CGコードの導入により、この点の対応が別途

必要となると考えられます。

(2) 基本原則 2—株主以外のステークホルダーとの適切な協働

本基本原則は、中長期的な企業価値の創出を目的として、従業員、取引先等の社内外の関係者との適切な協働等の努力を求めるものです。女性活用促進を含む多様性確保の要請は本基本原則に含まれています(原則 2-4)。

本基本原則の下、従業員等との関係に関して、内部通報制度の整備、具体的には、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する整備等が求められています(原則 2-5、補充原則 2-5①)。改正会社法・改正施行規則において、大会社の取締役会が整備すべき内部統制システムの内容として、新たに、監査役・監査委員への報告体制、及び監査役への報告を理由とする不利益取扱いを防止する体制が追記されたため(改正施行規則 98 条 4 項 3 号乃至 6 号等。なお、本改正は本年 5 月 1 日から適用)、本原則に関しては、実務上、改正会社法対応を十分に行うことで comply となることが多いと考えられます。

(3) 基本原則 3—適切な情報開示と透明性の確保

CG コードは、昨年 2 月に策定された機関投資家向け日本版スチュワードシップ・コードと「車の両輪」を成すものであると位置づけられています(コード原案 3 頁 8 項)、本基本原則は、かかる位置づけを意識し、株主対話の基礎として、法令上の義務以上の情報提供に主体的に取り組むことを求めるものです。

本基本原則への対応は、新規に発信する情報の内容の検討のみならず、既存の法令上の開示内容の見直しも伴うと予想されます。例えば、取締役会による①取締役等の報酬決定及び②取締役・監査役候補の指名に関し、その方針と手続の開示が求められています(原則 3-1)、②は、多くの会社にとって新たな開示対応を要するものであるのに対し、①は、有価証券報告書において、「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」及び「当該方針を定めていない場合には、その旨」の記載が既に義務付けられているため(企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 号様式記載上の注意(57)コーポレートガバナンスの状況 a (d)参照)、有価証券報告書における該当記載が CG コードの要請に込んでいるかをまず点検する作業が必要になると考えられます。

(4) 基本原則 4: 取締役会等の責務

本基本原則は、取締役会による職務執行の監督機能の適切な遂行を求めるものであり、独立社外取締役の 2 名以上の選任要請(原則 4-8)以外にも、注目すべき項目を含んでいます。

まず、独立社外取締役に関連して、独立性判断基準の策定・開示が求められています(原則 4-9)。東証(金融商品取引所)の定める独立性基準は抽象的であり、一部の上場会社は、既に自主的な取組みとして、独立性基準の策定・開示を行っているところですが、これを全ての上場会社に求めるものといえます。

次に、監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社において社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合に、指名・報酬等の特に重要な事項に関し、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することを検討することが求められています(原則 4-10、補充原則 4-10①)。実務においては、既に任意の指名又は報酬諮問委員会を設置している上場会社も相当数ありますが、導入に際しては、①社外取締役を過半数とするか否か、②社外有識者も加えるか、③開催時期・回数、④諮問事項の範囲(例えば、報酬額・報酬基準・業績評価のどこまでを審議事項とするか)、⑤諮問に必要な情報へのアクセス確保等、検討すべき点が多々あります。

また、取締役・監査役の兼務状況の開示(補充原則 4-11②)、取締役会の自己評価及びその結果の概要の開示(補充原則 4-11③)も、実務上、重要度の高い検討事項です。

最後に、中期経営計画を公表した場合において、その未達について株主に説明を行うことが求められている点(補充原則 4-1 ②)についても注意が必要です。日本では多数の上場企業が中期経営計画の公表を行う中、CGコード原案のパブリックコメントにおいては、中期経営計画は本来このような効果まで意図したものではないとの反対も寄せられましたが、これに対しては、①中期経営計画を策定しないという経営判断も否定されない、②但し、「中期経営計画」といえる内容のものであれば同原則の適用があるとの回答がなされたため、既に中期経営計画に相当する経営計画の公表を行っている上場会社においては対応につき十分な検討が必要となると考えられます。

(5) 株主との対話

本基本原則も、スチュワードシップ・コードに対応して、株主との建設的な対話を促すものであり、取締役会に対し、株主との建設的な対話を促進するための体制・方針を承認し、開示することの要請等を基本的な内容とします(原則 5-1)。本原則については、予め合理的な内容での株主対話方針を策定し、開示することで、濫用的な対話要求と建設的な対話要求とを選別し、後者への対応に注力する方策として活用するとの対応も検討に値するところです。

4. まとめ

以上のとおり、CG 報告書の提出期限について若干の猶予期間は与えられるものの、comply/explain の峻別、explain の内容の吟味等、検討すべき事項は多岐に亘りますので、各上場会社においては改正東証規則の公表・施行を待たず、検討を開始することが望まれます。



しばた ひろこ

柴田 寛子

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

h.shibata@jurists.co.jp

国内及びクロスボーダーの M&A、プライベート・エクイティ投資、JV やライセンス等を含む様々な手法での戦略的提携案件を主軸に、コーポレートガバナンス・会社法全般、労働法及び知的財産権法関係の一般企業法務に関して、多数の経験を有している。

論文情報 (2015年1月～2015年3月)

- * 「景表法改正による課徴金制度の導入とビジネス上の留意点」 八木聡子、Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- * 「アクティビズムとショートターミズム - ガバナンス・コード / スチュワードシップ・コードの時代における日本企業の対応 -」 武井一浩、M&A 専門誌マール 2015年3月号(245号)
- * 「企業結合型インバージョンと米国新インバージョン規制」 太田洋、旬刊商事法務 No.2059(2015年2月15日号)
- * 「ヤフー事件控訴審判決の分析と検討」 太田洋、税務弘報 2015年3月号(Vol.63 No.3)
- * 「投資家との建設的対話の実践 伊藤レポートを読み解く(上)」 武井一浩、ビジネス法務 2015年4月号
- * 「場面別に見る 贈賄リスク対応(下)～PMI のリスク管理とリスクアセスメント～」 森本大介、ビジネス法務 2015年4月号
- * 「複数の独立社外取締役選任と監査等委員会設置会社の活用」 松浪信也、株式会社アミダスパートナーズ Website
- * 「新たなキャッシュ・アウト制度の創設が種類株式の実務に与える影響～種類株主が改正会社法の施行前に考えておくべきこと～」 松尾拓也、Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- * 「場面別に見る 贈賄リスク対応(上)～M&A の贈賄防止デューデリジェンス～」 森本大介、ビジネス法務 2015年3月号
- * 「改正会社法施行規則・パブコメ回答に基づくコーポレート・ガバナンス関連の実務ポイント」 柴田寛子、Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- * 「金融機関と事業承継における留意点」 柴原多・田中研也、銀行法務 21 No.781(2015年1月号)
- * 「老舗大国にみる事業承継への憧憬」 濱田芳貴、銀行法務 21 No.781(2015年1月号)

書籍情報 (2015年1月～2015年3月)

- * 「企業取引と税務否認の実務」 太田洋・伊藤剛志・北村導人・園浦卓・宇野伸太郎・清水誠・水島淳・中村真由子・黒松昂蔵、財団法人大蔵財務協会
- * 「金融商品取引法制の潮流」 太田洋・松尾直彦、日本証券経済研究所

セミナー情報 (2015年1月～2015年3月)

開催予定

- * **申込受付中** 施行間近! 改正会社法が実務に与える影響と対策 松尾拓也
開催日:2015年3月18日(水)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_17471.html>
- * **申込受付中** 会社法施行規則を踏まえた改正会社法の全体像と実務対応のポイント 松原大祐
開催日:2015年3月12日(木)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_17329.html>

開催済

- * 会社法施行規則等を踏まえた会社法改正の全体像と実務対応～企業統治(コーポレートガバナンス)のあり方、親子会社に関する規律等の見直しへの具体策～ 松原大祐
- * 改正会社法下におけるグループ会社管理のポイント～「グループ管理規定のサンプル」を用いつつ解説～ 森本大介
- * 基礎からわかる『M&A』の戦略と法務 山口勝之
- * 改正省令を踏まえた改正会社法の M&A 実務への影響 大井悠紀
- * 会社法改正にともなうキャッシュ・アウトの概要と実務～組織再編に関わる新しい制度について実務上のポイントを解説～ 森本大介
- * シンガポールの新会社法について 山中政人・佐藤正孝
- * グループ会社管理のポイントとグループ管理規程整備における留意点 森本大介
- * 西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム in 福岡「改正会社法下におけるグループ会社管理のポイント 森本大介・松尾拓也
- * オーナー企業のための種類株式活用法～平成 26 年会社法改正も踏まえて～ 松尾拓也
- * 会社法施行規則案を踏まえた改正会社法の全体像と実務対応のポイント 松原大祐
- * 【東京開催】西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第 63 回「会社法施行規則等改正案のポイントと実務対応」太田洋・高木弘明

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社及び投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験及びノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野及び実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。